

議 長 日程第5「議案第45号松田町水道事業運営審議会条例」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町水道事業運営審議会条例を別紙のとおり制定する。平成29
年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道事業の円滑な運営を図るため、松田町水道事業運営審議会を
設置するための条例を制定したいので、提案するものであります。よろしくお
願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明させていただきます。松田町の水道事業は、大正13年に県内で
4番目の上水道事業として創設され、現在は松田町上水道と寄簡易水道の2つ
の事業で運営されて、町の水事業に対応しているところでございます。水道事
業は公営企業として、経営は独立採算制を原則とし、水道料金は公営企業法
の中で公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正
な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保するものでなければなら
ないというふうな規定がございます。

現在の水道事業を取り巻く状況を見ますと、施設の拡張の時代から維持管理
への時代へ移行してございます。財政収支の面からは給水収益が使用者の節水
意識の向上や生活環境の変化などにより年々減少傾向を示しているのが現状で
ございます。松田町の水道事業創設から80年以上を経過した現在、給水収益が
減少していく中で、今後も老朽化した施設や配管の更新及び耐震化や水道利用
者の皆様方に給水サービスのさらなる向上が求められるところでございます。
今後も安全・安心な水道水を安定供給し、かつ健全な経営を図るため、松田町
水道事業運営審議会を設置したく提案するものでございます。

それでは、条例の説明に入りたいと思います。1ページをおめくりください。
本条例は8条立てになっております。まず、第1条では、本条例の目的を定め
るところでございます。目的については先ほど述べたとおりでございます。

第2条としまして所掌事務。水道事業の運営に関する事、水道事業の財政
に関する事、その他町長が必要と認める事項に関する事ということで3本
立ての所掌事務を定めているところでございます。

3条では、委員の人数及び構成を定めております。委員については10名以内として、任命権者は町長でございます。内訳といたしましては、学識経験を有する者を2名以内、水道利用加入者は8名以内というふうなことで位置づけているところでございます。

委員の任期につきましては、2年と4条で位置づけているところでございまして、委員については再任をすることができるということでございます。

第5条につきましては、会長及び副会長の役職に関する定めをさせていただいているところでございます。

第6条につきましては、会議といたしまして、会議の成立要件及び議事の決定方法を定めているところでございます。

7条では、いわゆる審議会の庶務事項として環境上下水道課において処理する旨を定めているところでございます。

8条といたしまして、この条例に定めるほか、審議の運営に関しては会長が審議会に諮って定める旨定めているところでございます。

附則につきましては、この条例の施行日、招集の特例、また当審議委員は非常勤特別職として、松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に本委員を加えたいというふうに考えておりますので、同条例第1条第1項第40号及び別表第2の一部改正もあわせてですね、提案するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町水

道事業運営審議会条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。